

みどりの補助金（民有地緑化助成事業）の改正について

主な変更点	改正前	改正後
助成の条件	新たに緑化する面積が 80 m ² 以上	新たに緑化する面積が 50 m ² 以上
	生垣設置のみの場合 延長50 m以上	生垣設置のみの場合 延長15 m以上
助成の金額	—	生垣設置のみ 助成総額は3万円以上500万円以下

平成31年4月1日